

これからの民生委員児童委員活動について ～時代の変化に応じた対応と守り続けていくべきもの～

今日、社会が大きく変化するなか、人々が抱えている生活課題、福祉課題はさらに多様化、複雑化しています。そのため、住民の身近な相談役である民生委員児童委員に寄せられる期待は膨らみ、社会の変化に対応する柔軟さが求められています。

一方、今年で100周年を迎える民生委員制度だからこそ、守り続けていくべきものがあります。

そこで、今回は、全国民生委員児童委員連合会がまとめた「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」の中間報告と本県の民生委員児童委員の委嘱状況を踏まえ、これから求められる変化と守り続けていくものの両面について考えてみます。

民生委員制度創設100周年

民生委員児童委員は、担当区域において高齢者や障害がある方、子ども、子育て世帯への声かけや見守り等を行っています。地域住民の身近な生活相談や福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう、関係機関・団体につなげる「パイプ役」であり「顔の見える最も身近な支援者」として、全国でおよそ23万人が活動しています。

この民生委員児童委員の源流は、大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」と言われており、今年「民生委員制度」創設100周年という大きな節目を迎えます。

大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、全国に広がり、奉仕委員、共済委員、公同委員等の呼称で同様な制度が設けられるようになりました。

本県（横浜市を除く）では、昭和3年1月30日には神奈川県訓令第1号をもって「社会委員設置奨励規程」を政令公布し、同年2月1日より施行されました。その内容として、社会委員の職務は次のとおり定められていました。

1. 住民生活状態ノ調査及其ノ改善ニ関スル事項
2. 要救護者ニ関スル事項
3. 児童保護ニ関スル事項

4. 社会事業及社会教化ニ関シ必要ナル事項

以上のように、当時の活動内容が生活状態の調査、生活困窮者の相談と指導および救護、社会事業施設や行政への協力活動が主要なものであったと読み取れます。

制度創設初期は、救貧対策を中心に活動が展開されていましたが、戦後、国家全体が大きく変わる中、昭和21年に民生委員令が公布され、方面委員から民生委員に改称され、昭和23年の民生委員法制定により、救貧活動だけではなく、地域福祉推進のための幅広い活動を担うようになってきました。

民生委員児童委員の活動の変化

100年という歴史の中で、社会も変化し、民生委員児童委員はその時々に応じ、さまざまな役割を果たしてきましたが、今後も柔軟な対応が求められていくと考えられます。

しかし、その本質は変わらず、「自らが常に地域社会のなかにあつて、住民に寄り添いながら、住民の立場にたつて活動を行う」ことと言えます。

近年、社会福祉諸制度の創設や見直しにより、今まで、民生委員児童委員が一人で抱えがちであった課題に対してつなぎ先が増えてきました。

特に、介護保険制度創設以前から民生委員児童委員として活動されてい

る方は、「地域包括支援センターができ、高齢者に対する相談はそこになければよいと分かっただけでも、肩の荷が下りた」と当時の苦勞を語ります。

社会福祉諸制度の見直しが進む一方で、住民の相談支援活動にあたる福祉の専門機関や専門職が増え、対象者別に制度が構築され、専門分化が進むことにより、家庭の中で複数の課題が存在する場合については、一体的な対応が難しいという指摘もあります。そのために、分野を問わず、住民の相談に応じる民生委員児童委員の存在意義は大きく、「横断的」「包括的」な相談窓口としての役割が今後も期待されています。

これからの社会福祉の動きとして、この専門分化の反省を生かし、平成28年6月に閣議決定された「一億総活躍プラン」では、介護離職ゼロをめざす取組みの項において、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」との方針が示されました。また、平成27年9月に厚生労働省が示した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」においては、「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」を目指すものとして、高齢者、障害者がある方、児童といったように対象者

を分けないワンストップ型の包括支援体制の構築や、次世代交流・多機能型の福祉拠点の整備促進などが打ち出されています。

今後のあり方としては、自助、互助、共助、公助のバランスの重要性が指摘されているところがあります。なかでも民生委員児童委員に深くかわる、住民同士の助け合い（互助）による日常的な支援体制の整備や、住民参加による地域づくりは、一層その重要性を増していくと考えられます。

民生委員児童委員と幅広い関係者との連携・協働をさらに進め、それぞれの実情に合わせた地域をつくっていくことが大切です。

民生委員児童委員の担い手

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、無報酬のボランティアです。また、児童福祉法の定める「児童委員」を兼ねています。任期は3年間ですが、改選の際にはおよそ3分の1の割合で交替があるとされています。退任の理由はさまざまですが「こんなに活動量が多いとは思わなかった」という理由により一期で退任されてしまう方が増加傾向にあります。

現在、神奈川県では指定都市・中核市を含め、平成28年12月1日現在、

1万1,247名の民生委員児童委員が委嘱され活動されています（委嘱数）。しかし、定数1万1,958名に対して充足率は94・1%であり、新たな担い手の確保が課題となっています。

具体的に平成28年12月1日の一斉改選の様子を見てみます。

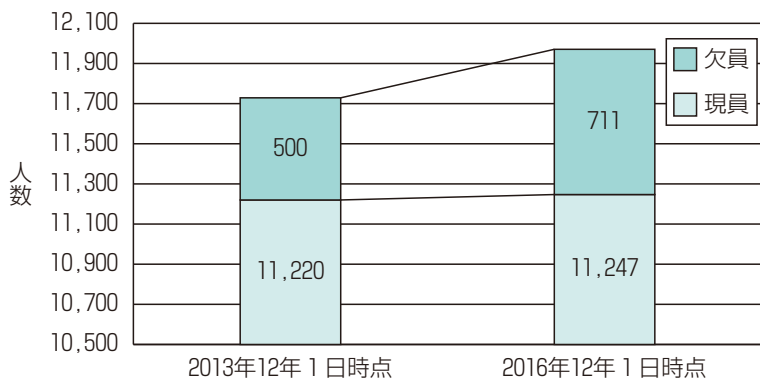
全国では、23万8,352名の各市区町村において、一定の基準に従い決められた人数（定数）に対し、22万9,541名の民生委員児童委員が委嘱され活動されています（委嘱数）。定数に対する委嘱数の割合を示す充足率は96・3%で前回（平成25年度）と比較すると0・8ポイント下がりました。

本県の状況は先に紹介したような委嘱数と定数、充足率であり、前回と比較すると1・6ポイント下がりました。

定数が238人増加した背景には、高齢化や核家族化の進行等により、高齢者や単身者等の要援護者が増加し、各自自治体において民生委員児童委員の定数を増やす必要性が高まったからです。民生委員児童委員が最も身近な支援者として地域に必要とされる中、民生委員児童委員のなり手不足により、真に必要な区域に活動の担い手がいないという現状が起きています。

担い手の確保に向けては、これま

前回の一斉改選時の人数比較(県内合計)



でも活動における負担軽減に向けた検討が行われていますが、今後の取り組みとしては、民生委員児童委員の活動のやりがいや楽しさを積極的に発信していくことも大切となっています。

また、行政、社会福祉協議会をはじめ、幅広い関係者が協力して民生委員児童委員の選任に積極的に取り組むことが期待されます。

そこで今年度、本会民生委員児童委員部会では、民生委員児童委員の活動に対する周知を行政・社会福祉協議会がどのような点に工夫しながら実施しているかアンケートを実施することにしています。

その結果を民生委員児童委員活動PR「ヒント集」として作成しようと考えています。他市区町村の取組をヒントに、県域全体でより積極的に民生委員児童委員活動のやりがいや楽しさ、豊かさなどの情報を発信するとともに、民生委員児童委員を長く担ってもらえる人材の確保のための一助となればと考えています。

これからも守り続けるもの

民生委員制度は全国統一の制度であり、その担い手である民生委員には、社会に変化が生じて、変えないうち、守り続けるべき姿勢があります。大正6年に岡山県で始まった済世顧問制度から、100年にわたる多くの先達の実践のうえに民生委員児童委員の今日の活動があるからです。その中には、年月がいくらか経過しようとも、民生委員児童委員活動の基本として脈々と受け継がれ、民生委員児童委員の土台、軸となっているものです。

奉仕愛・隣人愛

- ・民生委員児童委員は地域のために貢献したいという奉仕性あつてのもの
- ・その活動は同じ地域住民としての隣人愛に基づくもの

住民との信頼関係

- ・自ら地域を歩き、その実情を把握する
- ・住民と「顔と顔を合わせる」ことで信頼関係をつくる
- ・一時的ではなく、継続的な住民との関係づくりを重視する

住民視点の活動

- ・自らも地域住民の一員として、住民視点に立って活動を行う
- ・住民に寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役となる
- ・住民の代弁者となり、住民視点での提言、意見具申を行う

これらは「民生委員児童委員信条」に多くが示されています。この信条は、昭和26年に策定され、民生委員児童委員の基本的態度や活動目標を簡潔に示した座右の銘となり、常に民生委員児童委員が心に留めているものです。

平成7年に表現や字句等について今日的なものに改める必要があると

の観点から改められましたが、3つの姿勢は不変です。

これからも、社会情勢等が変化し時間が経過しても、すべての民生委員児童委員の心の拠り所として引き継がれていくことでしょう。

(生活支援担当)

民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を博することに努めます。
- 一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます。
- 一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

各県・政令市民児協では、「民生委員制度創設100周年」という節目を次のとおり考え、取り組んでいます！

■神奈川県民児協

100周年を「通過点」としてふりかえりつつ、これから先の100年を見据え、神奈川県における委員活動を整理するとともに、これからの新しい世代に委員活動の目的や内容を幅広く発信します。

■横浜市民児協

民生委員制度創設100周年を迎え、今日まで築き上げた伝統を引き継ぐとともに、地域における委員の役割、方向性を確認し、活動の強化を図ります。

■川崎市民児協

民生委員制度創設100周年の大きな節目を迎え、福祉を取り巻く社会環境が変化している中で、委員制度への理解を高め、活動の充実強化を図ることを目的として記念事業を実施します。

■相模原市民児協

民生委員制度100周年という節目を迎え、制度の歴史を振り返り、伝承の制度を守っていくために必要な取り組みと今日的課題の解決に必要な取り組みを検証する機会とします。

参考資料：「都道府県・指定都市段階における民生委員制度創設100周年記念事業についてのアンケート結果」(全国民生委員児童委員連合会実施、2月2日)



(福)神奈川県社会福祉協議会民生委員児童委員部会
神奈川県民生委員児童委員協議会、横浜市民生委員児童委員協議会
川崎市民生委員児童委員協議会、相模原市民生委員児童委員協議会